

2018年6月27日

## 北海道立高校における差別発言に対する見解

日本色覚差別撤廃の会

去る6月21日札幌地裁は、北海道立高校の授業においてA教諭よりなされた差別発言に対し、原告生徒B君への慰謝料の支払いを北海道に命じる判決を言い渡した。私たちはこの新聞報道に接し事件の概要をはじめて知り、驚きとともに強い憤りを覚え、色覚の差異への差別意識の根深さを再認識した。さらに、このことが学校という未来を担う若者が集う教育の場において、生じたことを深刻に受け止めている。ここに本会としての本事件への見解を述べる。

事件は、2016年3月「社会と情報」の授業において作業が滞っていたB君に対して、教科担任のA教諭が「字が読めないのか。お前は色盲か」と発言したものである。B君は侮辱を受けたなどとして、精神的苦痛に対する慰謝料を求めて訴訟を起こしていた。

日本社会では、戦前より色覚検査が学校健康診断をはじめとし、企業の採用時などでも広く実施され、検査誤読者は皆「色の判別ができない」「間違っただけの色判断をする」との誤った認識によって進学時には多くの不合理な制限があり、就職の機会からの理不尽な排除がなされていた。一方ではそのことを肯定する社会意識としての予断と偏見による差別意識が広く定着していた。また、「色盲」という言葉は、その字面からこの誤った意識を社会にもたす役割を果たし、時には色覚の差異への侮蔑的表現として心ない使われ方がされて来た。

しかし、多くの人々の努力によって色覚の差異へのこの認識は根拠なきものであり、大きな誤りで人権侵害であることが指摘されるようになった。2001年に「労働安全衛生規則」改正により雇入時健康診断の健診項目から色覚検査が廃止され、2003年には学校健康診断の必須項目から色覚検査が廃止された。「色盲」という言葉もその言葉のもつ問題性から、医学分野でも使用されなくなり公的文書からも姿を消すようになった。最近では、色覚の差異はその人の持つ特性であり、生物のもつ多様性の一種ととらえることが妥当であり、色覚多様性と呼ぶのがふさわしいとの日本遺伝学会からの提言がなされている。

A教諭の今回の発言は、このような色覚問題の歴史と現状を全く認識していない発言である。かつての差別の厳しい時代に色覚の差異への悪意に満ちた差別意識が「色盲」という言葉として現れていたが、A教諭の発言も同類であると断じざるを得ない。A教諭の行為は「色盲」という言葉が持っていた負のイメージを自ら認識した上で生徒に投げかけ、精神的ダメージを与えるという許せない行為である。

今回の事件は、A教諭という一個人による特異な事件であろうか？前述したように色覚問題は長年の努力の積み重ねにより制度的差別は解消されて来たが、一方では根拠を欠く当

事者排除の仕組みを頑なに変えようとししない企業・制度が一部にある。そして、そのことに依拠して学校色覚検査の必要性を主張する動きすら眼科医会を筆頭にある。これらのことが色覚の差異に対する差別意識を温存・増殖させているのではないかと憂慮している。

報道によるとB君は色覚の差異の持ち主である。そのことを考える時、B君とその家族の苦悩はいかばかりであったであろうか。その困難を抱えながら、自らにかけられた屈辱を許すことができないと、提起したB君の勇気とそれを支えた家族の強さに心から敬意を表したい。

生徒全員に色覚検査が強制され、他の子どもたちの前で検査され、多くの当事者がつらい思いをしていた時代があった。B君の置かれた状況も全く同様である。また、発言のあった場にいた多くの生徒は「色盲」という言葉をどのように感じたのであろうか？色覚の差異をどのように受け取ったのであろうか？人が人として尊重されることを若者に伝える場である学校が果たす役割は大きい。色覚の差異を持つ当事者が安心して学べる学校となるよう努力してほしい。そのことがつらい思いをさせたB君に対する学校としての誠意の表し方である。

文科省は2003年学校色覚検査を廃止した際、次のような通知文を出している「教職員は、色覚異常について正確な知識を持ち、常に色覚異常を有する児童生徒がいることを意識して、色による識別に頼った表示方法をしないなど、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行う必要があること」。北海道教育員会は学校現場においてこの通知が全く生きていなかったことを自覚しなければならぬ。その上で今、教育委員会に何より求められていることは、B君の訴えを真摯に受け止め、B君とその家族の思いに寄り添い応えていくことである。そして今回の事件を通して教育課題を明らかにし、教育行政機関としてその課題に誠実に取り組んでいくことである。

文科省の責任を問いたい。事件のあった2016年を振り返ってみる時、その数年前から学校色覚検査復活のキャンペーンが眼科医会によってなされ、2014年4月文科省は同会の要望に応じて学校色覚検査の積極的な推進を図る主旨の通知文を出した。そして、2016年度は学校現場においてはその文科省通知に沿った取り組みが全国的に広がりを見せて来た年である。A教諭の意識と発言に一連のこのような学校を取り巻く状況が何らかの形で影を落としていたのか否かは明らかではないが、根拠を欠く制度的排除を何ら問題視することなく容認し、その実態を強調することで児童生徒・保護者に不安を持たせ、学校色覚検査を積極的に推進するという現状の文科行政は、色覚差別の解消に向けた歩みに逆行するものであり、色覚の差異に対する差別意識を呼び起こし拡散させていく危険性をはらんでいることは間違いない。

文科省は、学校において人権上決して許されない教職員による色覚差別の発言が生じたことを深刻に受け止め、2003年の検査廃止にいたる歴史とその反省に立った教育行政を推し進めていくべきである。

